

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第十七条第四項第十二号等の規定に基づき、鉱業上使用する工作物等の保安距離等を定める告示の一部を改正する告示の概要

平成30年3月
鉱山・火薬類監理官付

1. 趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成二十八年法律第六十五号。以下「一部改正法」という。）については、平成二十八年六月三日に公布され、公布の日から施行された一部の規定を除き、平成三十年四月一日から施行される。一部改正法の施行に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成十七年法律第二百二十三号）の一部条項がずれるために、当該法律の規定を引用している平成十七年度経済産業省告示第五十七号（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第十七条第四項第十二号等の規定に基づく鉱業上使用する工作物等の保安距離等。以下単に、告示という。）で関連する条文等について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

一部改正法の施行に伴い、告示別表第一第四号、告示別表第二第六号及び告示別表第三第四号で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項及び第二十六項を、それぞれ同条第二十七項及び第二十八項に改める。

3. 施行日

平成三十年四月一日